

2024 年8月1日

任意継続被保険者・被扶養者の皆様へ

ジェイティ健康保険組合

2024年度 被扶養者資格の確認(検認)ご協力をお願い

日頃より、ジェイティ健康保険組合(以下「ジェイティ健保」という)の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ジェイティ健保では、皆様の大切な保険料を公正に運用すべく、健康保険法第3条第7項および同法施行規則第50条に基づき、現在認定している被扶養者について、その資格確認を実施します。詳細は以下のとおりです。

対象者

2024年8月1日現在、任意継続被保険者資格を有し、同年4月1日現在、満18歳以上の被扶養者を有する被保険者

※以下該当の被扶養者は検認対象外とし、「健康保険被扶養者確認調書」には記載されません。

- (ア) 2024年4月1日時点で満18歳未満の被扶養者
- (イ) 2024年1月1日以降に認定(当健保の資格取得)となった被扶養者
- (ウ) 2024年11月16日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者
- (エ) 前年(2023年/令和5年)の「所得証明書」の総収入が110万円以下*の被扶養者

*自治体とのシステム連携により収入確認が可能な場合のみ検認の対象から除外します。収入確認ができない場合は、検認の対象とします。

提出書類

- 「健康保険被扶養者確認調書」(以下「確認調書」という)
- 添付書類 ※本パンフレット3頁「2添付書類について」参照

提出期限

2024年8月30日(金) ジェイティ健保必着

提出先

〒105-6927 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー26F
ジェイティ健康保険組合 被扶養者資格確認担当

提出方法

- 「確認調書」および「添付書類」の提出(郵送)については、個人情報記載されている書類等が含まれております関係上、大変お手数ですが必ず郵便局窓口で「特定記録郵便」の手続きを行い送付してください。(同封の返信用封筒をご使用いただいた場合、郵送料はジェイティ健保の負担となります。)
- 添付書類は書類散逸防止のため、「確認調書」と一緒に左上隅でホチキス留めしてください。

注意事項

- 検認では「個人番号」(以下「マイナンバー」という)は不要です。今回の検認においてご提出いただく添付書類は、「マイナンバー」の記載のないものをご用意願います。「マイナンバー」が記載された書類の交付を受けた場合は、「マイナンバー」部分を復元できない程度にマスキングしたものを提出してください。
- 検認審査の結果、以下に該当する方は、**2024年11月16日**で被扶養者資格を喪失します。
 - ・ジェイティ健保が被扶養者資格を満たしていないことを確認した方
 - ・確認調書および必要な添付書類を期限までに提出されなかった方
- 検認資格審査に当たっては、一部を外部委託致します。但し、皆様へのお問い合わせ等はすべてジェイティ健保が実施いたします。(委託業者から皆様へのお問い合わせ等は一切行いません。)
- 検認のために知り得た「個人情報」は、資格審査の目的以外で使用することは一切ございません。個人情報のジェイティ健保の取り扱い、取り組みに関してはジェイティ健保ホームページ(<http://www.jtkenpo.jp/>)「個人情報保護への取り組みについて」にて詳細をご確認ください。
- 用語説明
 - ・保 険 者:ジェイティ健保のこと
 - ・被保険者:従業員で本人のこと
 - ・被扶養者:従業員の扶養に入っているご家族
 - ・後期高齢者医療制度:75歳以上からの医療制度

問い合わせ先

ジェイティ健康保険組合 適用担当 平日(土日祝日除く) 10:00~16:40
TEL:03-6636-2002 FAX:03-3438-0412

1 記入例と注意事項



「確認調書」は2024年7月10日時点での被扶養者情報を基に作成しています。
(注)検認対象外の方は、被扶養者欄に印字していません。(印字されている方以外の氏名等は記入しないでください)

現況を記入。
(例) 無職、年金受給者、契約社員、パート、アルバイト、自営業等
※ 学生の場合は「学生」と記入。(学校名・学年の記入は不要)

被扶養者が被保険者と同居している場合は『同』を、別居している場合『別』を○で囲む。

※2024年8月1日現在で記入。
※被保険者が単身赴任の場合は、『同』を○で囲み、備考欄に『単身赴任』と記入。

現在の標準報酬月額。
任意継続被保険者(ご本人様)の年間収入算出の基とします。

※年間収入算出式
標準報酬月額×12=年間収入

取消手続予定がある場合は記入。

事業所	9999
氏名	健保 太郎 様

健康保険被扶養者確認調書 令和6年8月1日

事業所	9999	〇〇〇〇株式会社	
記号	999	氏名	健保 太郎
番号	9999999	生年月日	昭和〇〇年△月×日
性別	男	資格取得年月日	平成〇〇年〇月〇日
備考		標準報酬月額	99-99 9999

下記の被扶養者について確認願います。
※検認対象外の被扶養者は印字していません。(記名等、不要です)

	氏名	性別	認定年月日 生年月日	年齢	続柄	職業 学校・学年	年金受給者 有・無	年間収入	同居別居 同・別	備考	健保使用欄
被扶養者欄	健保 花子	女	平成〇〇年△月〇日 昭和〇〇年△月〇日	〇〇	妻	年金受給者	有	140万円	同	高齢年金	
	健保 次郎	男	平成〇〇年△月〇日 平成〇〇年△月〇日	〇〇	子	契約社員	有	200万円	同	2023年3月1日就職 取消手続中	
							有・無		同・別		
							有・無		同・別		
							有・無		同・別		
							有・無		同・別		

(注意事項)
●2024年度検認対象外となる次の(ア)～(エ)に該当する方は未記載です。被扶養者欄に氏名追記は不要です。(ア)2024年4月1日時点で満18歳未満の被扶養者、(イ)2024年1月1日以降に認定された被扶養者、(ウ)2024年11月16日までに後期高齢者医療制度に該当する被扶養者、(エ)前年(2023年)の「所得証明書」の総収入が110万円以下であることをジェイティ健保が確認できた被扶養者
●記入方法および検認で必要とする添付書類は、同封のパンフレット(被扶養者資格の確認(検認)ご協力お願い)(「2ページ」1 記入例と注意事項および「3ページ」2 添付書類について)をご参照ください。
●既に「取消済み」または「取消申請書類提出済み」で、「保険証」を返却している被扶養者が記載されている場合は、氏名を二本線で抹消し、備考欄に「取消済み」と記入してください。2024年度検認における添付書類は不要です。「確認調書」(本紙)のみ提出してください。
●これから取消手続を行う予定の被扶養者が記載されている場合でも、添付書類の提出が必要です。その際は、備考欄に「取消予定」と記入してください。
※「取消予定」と記載された方については、検認とは別に、「被扶養者取消手続」が必要です。
パンフレット「(8ページ)」5 被扶養者資格を満たさなくなった場合の取消手続についてをご参照の上、必要な書類を速やかに提出してください。
●氏名、生年月日等に関する訂正がある場合は、「訂正届」と対象者の「保険証」を会社(事業主)経由で(任意継続被保険者は直接)、ジェイティ健保に提出してください。

ジェイティ健康保険組合

〒105-6927
東京都港区虎ノ門4-1-1
TEL 03-5636-2002

被扶養者の2024年1月から12月までのすべての収入を合計した年間収入見込額を記入。
ただし、2024年2月以降に収入が発生した場合は、発生月以降の向こう1年間のすべての収入を合計した収入見込額を記入。

※収入がない場合は、『収入なし』と記入。
※被扶養者の収入については、P6「4被扶養者の年間収入の取扱いについて」参照。

年金を受給していない場合は『無』を、受給している場合は『有』を○で囲み、年金の種類を備考欄に記入。

(例)・国民年金(高齢、障害、遺族、寡婦等)
・厚生年金(高齢、障害、遺族)
・共済年金(退職、障害、遺族)
・恩給、企業年金、私的年金等

取消予定や取消手続済みの記入について

- これから取消手続を行う場合は、備考欄に『取消予定』と記入し、さらに2024年度の検認に必要な添付書類を提出してください。
この場合、別途、被扶養者の取消手続きが必要です。「被扶養者取消申請書」と取消手続きに必要な添付書類(当健保のホームページ参照)および取消対象者の「保険証」を添付し、ジェイティ健保に直接送付してください。
- 2024年7月12日までに『取消済み』または『取消申請書類提出済み』で、「保険証」を返却している被扶養者が記載されている場合は、氏名を二本線で抹消し、備考欄に『取消済み』と記入し、ジェイティ健保に直接送付してください。(2024年度検認における添付書類は不要です。)

2 添付書類について



【確認調査に記載されている被扶養者全員が必要な書類】

対象者	提出書類	参照頁
① 全員必須	📄 令和6年度「所得証明書」[原本]	4頁

【被扶養者の状況に応じて必要な書類】

▼ 2023年1月～現在の状況が以下の②～⑦に該当する場合は、**上記書類と併せ該当するすべての書類を添付してください。**

対象者	提出書類	参照頁
② 被保険者の配偶者と子以外の被扶養者 例) 父母/義父母/兄弟姉妹等	📄 「住民票」(世帯全員が記載されたもの)[コピー可] ※被保険者と被扶養者が同一住所で、別世帯になっている場合は双方の住民票	4頁
③ 年金を受給している被扶養者 受給開始または支給額に変更のあった方	【2023年1月以前より受給している年金】 📄 「年金振込通知書(ハガキ)」[コピー] または 「年金額改定通知書(ハガキ)」[コピー] ----- 【2023年1月以降に受給している年金】 📄 (1)「年金証書」[コピー] 📄 (2)「年金決定通知書」[コピー] または「年金支給額変更通知書」[コピー] 上記(1)と(2)を提出	4頁
④ 給与収入が110万円を超える方	📄 「給与支払証明書」(該当対象者分)[原本] (※ジェイティ健保のホームページからプリント可能)	5頁
⑤ 一時的な収入変動(130万円の壁)に該当する方	📄 「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」[原本] および「雇用契約書」[コピー] (※ジェイティ健保のホームページからプリント可能)	5頁
⑥ 事業収入がある被扶養者 事業(営業等・農業)収入/不動産収入/雑収入(年金除く)がある方	📄 (1)2023年分「確定申告書(控)」[コピー] 📄 (2)2023年分「収支内訳書(控)」[コピー] または 2023年分「所得税青色申告決算書(控)」[コピー] 上記(1)と(2)を提出	5頁
⑦ 配当・利子収入がある被扶養者	📄 2023年分「確定申告書(控)」[コピー] 確定申告していない場合は、「配当金通知書」[コピー]	5頁

その他追加書類について

【追加書類の提出を求める一般的な例】

● 「所得証明書」に社会保険料控除額が記載されている場合

他の健康保険資格を有している(いた)可能性が推測されるため、「所得証明書」に記載されている社会保険料控除額に対応する保険料の納付および納付保険料の種類等が確認できる書類の提出を求めることがあります。

● 別居している被保険者の直系尊属、兄弟姉妹が「確認調査」に記載されている場合

生計維持関係を確認するため、銀行口座「振込依頼書」(控)[コピー]等、直近の連続した12ヵ月分(2023年8月～2024年7月)の提出が必要です。

※ただし、被保険者が単身赴任により別居している場合を除く

● その他、上記以外の追加書類(「戸籍謄本」等)を求めることがあります。

3 添付書類の注意事項

① 令和6年度「所得証明書」[原本] **全員必須**

いつ 令和6年度(令和5年1月～12月の収入を証明)のもの

目 的 令和5年1月～12月中の収入金額および収入の種類を確認します。
収入がない方も収入がないことを証明する公的書類となりますので、提出が必要です。

※無収入の場合、税法上の扶養であっても、所得証明書による収入確認を行うため、提出は省略できません。
また、公的書類で確認することになっており、**会社の給与明細に記載された扶養情報等の添付は認められません。**

- 被保険者の所得要件で税扶養とならない場合、市区町村役場で住民税の申告をしてから証明書を取得
- 市区町村によっては証明書の名称が異なる場合があります
- 「非課税証明書」は「所得証明書」が発行されない場合に限り可
- 「源泉徴収票」は不可

入手先・発行元等
市区町村役場

令和6年1月1日時点に
「住民票」があった
市区町村役場で取得できます。
すでに引越しされている場合は、
郵送でも取り寄せが可能な
市区町村役場もあります。

[illegible]

② 「住民票」(世帯全員が記載されたもの) [コピー可]

いつ 令和6年8月1日以降に発行されたもの

目的 被保険者と検認対象者の同別居の確認および調査対象者に他の優先扶養義務者の同居を確認します。

- 複数の検認対象者が世帯全員の記載に含まれている場合は、世帯1部で可
- **令和6年8月1日**以降に発行されたもの(「**続柄**」は省略しないでください)
- 被扶養者が別居(同一住所で別世帯の場合も含む)している場合は、被保険者の世帯の「住民票」(世帯全員が記載されたもの)も添付

入手先・発行元等
市区町村役場

被扶養者を含む
世帯全員分の住民票を
取得してください。

住 所		●●市●●区●●町●●丁目●●番地●●			
世帯主		●● ●●			
1	氏名	●● ●●		住居票コード	【備考】
		生年月日		●●XX年XX月XX日	
	住所を定めた日	●●XX年XX月XX日		性別	● 続柄 ●●●●
	住民となった日	●●XX年XX月XX日		届出の年月日	●●XX年XX月XX日
2	氏名	●● ●●		住居票コード	【備考】
		生年月日		●●XX年XX月XX日	
	住所を定めた日	●●XX年XX月XX日		性別	● 続柄 ●●●●
	住民となった日	●●XX年XX月XX日		届出の年月日	●●XX年XX月XX日
3	氏名	【以下余白】		住居票コード	
		生年月日			
	住所を定めた日			性別	続柄
	住民となった日			届出の年月日	
4	氏名			住居票コード	
		生年月日			
	住所を定めた日			性別	続柄
	住民となった日			届出の年月日	

この住居票の写しは、住所情報付町長から請求した居住票に記載されている（世界市民会）の事項が住民番号指定法第12条の4第3項の規定により適格した、その通知に基づき作成されたものです。

●●XX年XX月XX日
●●市●●区●●市長

3 **【2023年1月以前より受給している年金】**
「年金振込通知書(ハガキ)」[コピー] または
「年金額改定通知書(ハガキ)」[コピー]

【2023年1月以降に受給している年金】

(1)「年金証書」[コピー]

(2)「年金決定通知書」[コピー]または「年金支給額変更通知書」[コピー]

上記(1)と(2)を提出

いつ 令和6年度分で直近に発行されたもの

目的 直近の年金支払額(税金や介護保険料等が控除される前の金額)および年金の種類を確認します。

- 発行年月、受給権者氏名の記載部分も必要
- 紛失した場合は、発行元に再発行を依頼 ※源泉徴収票は不可
- 個人年金を受給している場合も提出が必要

入手先・発行元等
日本年金機構 等

老齢(厚生)年金・
企業年金・障害年金・
遺族年金・個人年金等、
受給している全てのものが
必要です。

[illegible]

目的 収入基準を満たしているかを確認します。

- 「所得証明書」の給与収入が110万円を超える、または他の収入との合計が110万円を超える方は同封の「給与支払証明書（2024年度検認用）」を提出してください。
 - 複数就業している場合は、すべての就業先からの「給与支払証明書」の提出が必要
 - 本証明書に記載のある関係機関（勤務先）に、ジェイティ健保から問い合わせをする場合もありますので予めご了承ください。
 - 特定事業所にお勤めの方で短時間労働者だが、勤め先の健康保険に未加入の場合、適用対象外となる理由を書面で求める場合があります。

[illegible]

目的 「年収の壁・支援強化パッケージ」として、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するための時限措置に該当しているかを確認します。

- 年収の壁・支援強化パッケージに該当する方は、「給与支払証明書」に加えて「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」および「雇用契約書」[コピー]を提出してください。

被扶養者の収入増加に当たっての「一時的な収入減損」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される期間における被扶養者の収入要件である 130 万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることをお断りします。

※1 本人に親属等としての特定を受けるような者を含みます。

※2 60歳以上の高齢者は高齢者生活年金保証法による障害厚生年金の受給条件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被扶養者・被扶養者記載欄】	
提出年月日 ^{※3}	令和 年 月 日
被扶養者 氏 名	(フリガナ) 氏 名
被扶養者 氏 名	被扶養者等記号・番号 氏 名
	被扶養者等記号・番号

※3 被扶養者の事業所所属の記載欄（健康保険組合等）に設置する欄に記載してください。

【被扶養者を雇う事業所の記載欄】	
事業所所在地	〒 ー
事業所名称	
事業主氏名	(印捺押付作成者氏名)
電話番号	
により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実支給額）	円
上記実支給額のうち一時的な増分金額	円

※4 本証明書は、被扶養者増徴及び被扶養者の増徴特約により対象者の収入を増加する際の申請書類とします。被扶養者から増徴対象者となる被扶養者（被扶養者増徴対象者）に該当する者限となります。

※5 収入増分の理由に当たって、当該被扶養者長氏宛証明書を「被扶養者増徴申請書」に添付する必要があります。

上記(1)と(2)を提出

目的 収入金額および事業の種類を確認します。また、ジェイティ健保が認める経費の有無を確認します。

- 確定申告していない場合は、収入や経費の内訳が確認できる書類が必要(支払調書や配当金通知書等)
- 令和5年以降に廃業した場合は、届出が受理されたことがわかる「廃業届(コピー)」を提出

＜電子による申告の場合＞

- ①～④のいずれかのコピーを提出してください。
- ①「電子申告の送信日時や受付番号がわかるもの」および「確定申告書類一式」
- ②電子申告時にメッセージボックスに届く「受信通知」、「送付票」、「確定申告書類一式」
- ③「還付金がかかる書類」および「確定申告書類一式」
- ④「令和6年度所得証明書」および「確定申告書類一式」

＜書面による申告の場合＞

- ・税務署の受領印の捺印があるもの

入手先・発行元等
お手元・税務署

きる書類が必要(支払調書や配当金通知書等)
とがわかる「廃業届(コピー)」を提出

「確定申告書類一式」
「送付票」、「確定申告書類一式」

4 被保険者及び被扶養者の年間収入の取扱いについて

1. 任意継続被保険者の年間収入

ジェイティ健保の被扶養者認定における、任意継続被保険者の年間収入とは、標準報酬月額を12倍した額です。
任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法第47条により「資格喪失した時の標準報酬月額」と「前年9月30日現在、ジェイティ健保に加入する全被保険者の標準報酬月額を平均した額のいずれか低い方の額」とされています。
※標準報酬月額は「確認調書」にも記載されておりますのでご参照ください。

2. 被扶養者の年間収入

● 給与収入（パート・アルバイト等を含む）

・社会保険料、税金等控除前の、交通費（非課税交通費含む）、諸手当等を含む金額（総収入額）とします。
（複数個所で給与を受けている場合は、その合計額となります）

● 年金収入

・公的年金・私的年金等、すべての年金を収入の対象とします。非課税の年金（障害年金・遺族年金等）も収入に含めます。
※ 社会保険料、税金等控除前の金額とします。
※ 当該年金を受給するために支払った保険料（厚生年金・国民年金・私的年金等の保険料等）を必要経費として年金収入額から控除することはいたしません。

● 事業（営業等・農業）収入、不動産収入

・確定申告時の「収支内訳書」（または、「所得税青色申告決算書」）に記載されている経費項目のうち、ジェイティ健保が認める経費（下表）を控除した額とします。

☆ ジェイティ健保が認める経費（注）「税法上の経費」とは異なります。

	事業収入関連経費		農業収入関連経費			不動産収入関連経費	
認める 経費	荷造運賃	消耗品費	種苗費	農業・衛生費	農業共済掛金	修繕費	
	水道光熱費	外注工費	素蓄費	諸材料費	荷造運賃手数料	地代家賃	
	旅費交通費	地代家賃	肥料費	修繕費	土地・賃借料	貸倒金	
	通信費	貸倒金	飼料費	動力光熱費	土地改良費		
	修繕費		農具費	作業用衣料費	小作料・賃借料 貸倒金		
否認する 経費	租税公課	福利厚生費	租税公課	利子割引料	租税公課	借入金利子	
	広告宣伝費	給料賃金	雇入費	雑費	損害保険料	給料賃金	
	接待交際費	利子割引料	減価償却費		減価償却費	雑費	
	損害保険料	雑費					
	減価償却費						
	その他余白の項目欄に追加した項目		その他余白の項目欄に追加した項目			その他余白の項目欄に追加した項目	

● 配当・利子収入

・有価証券の保有により、株式の配当金や利子を受け取った場合には、その取得や保有に必要な経費を控除した額とします。

● その他収入

・年金以外の雑収入やその他の実質的な収入が発生した場合には、その収入から必要経費を控除した額とします。
・傷病手当金（延長傷病手当金付加金を含む）、出産手当金、育児休業給付金についても収入とします。
・雇用保険法による失業給付は恒常的な収入とし、「基本手当日額×所定給付日数」を失業給付額とみなします。
（通所手当等の給付がある場合は、その額も含みます）
※ 失業給付の待期または給付制限期間にある場合や出産、育児、疾病等の理由により受給期間の延長中の場合は、その期間中は失業給付による収入がないものとします。
・所得税法に定める譲渡所得や一時所得、退職所得による一時収入は、年間収入の範囲から除外します。



ジェイティ健康保険組合 <http://www.jtkenpo.jp/>

被扶養者資格について確認してみましょう！
ジェイティ健保のホームページにてチェックができます。



5 よくある質問 Q&A



ジェイティ健保のホームページには下記以外のQ&Aも掲載しています。

Q.1 検認は何のために行うのですか？

A.1 加入者間の公平性を担保するため、健康保険法施行規則第50条に基づき被扶養者に認定されている方が、引き続き被扶養者資格を満たしているかを確認するものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、毎年実施するよう指導されております。

【健康保険法施行規則第50条】(抜粋)

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる
- 検認または更新を受けない被保険者証は、無効とする

【厚生労働省通知】(抜粋)

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)
…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保発第1029005号)
…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること



Q.2 「所得証明書」は学生や無収入の場合でも添付するのですか？

A.2 無収入の方も必要です。

「確認調書」に記載されている被扶養者全員分の添付をお願いします。収入の無い方の場合「非課税証明書」しか発行できないという市区町村もありますので、その場合は「非課税証明書」でも構いません。

Q.3 「年金振込通知書(ハガキ)」をなくしてしまったのですが、その場合はどうなるのですか？

A.3 再発行を依頼してください。

「年金振込通知書(ハガキ)」や「年金証書」等を紛失している場合は、日本年金機構(私的年金の場合は各発行元)等に再発行を依頼し、必ず添付してください。

Q.4 被扶養者が、2024年4月から就職していますが、「確認調書」に記載がありました。取消手続は必要ですか？

A.4 取消手続が必要ですので、速やかに手続をしてください。

詳しくはP8「被扶養者の資格を満たさなくなった場合の取消手続について」の①をご参照いただき、至急取消手続をお願いします。

Q.5 私の妻は、2023年10月31日に退職して無職となったため、退職の翌日11月1日より私の被扶養者になっています。「所得証明書」の給与収入を確認したところ、2023年中の在職期間の給与収入(130万円超)が記載されていましたが、取消手続は必要ですか？

A.5 取消手続は不要です。

「所得証明書」に記載されている収入のうち、被扶養者認定前の収入であることが確認できたものは、検認時の対象収入とはしないため、取消手続は不要です。今後、パート等を開始してから向こう1年の収入見込(交通費を含む)が130万円を超える場合(60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上)取消手続が必要です。

Q.6 「確認調書」の住所・電話番号等に変更がある場合は、どうしたら良いですか？

A.6 変更手続が必要です。

任意継続被保険者への通知等は、任意継続登録住所・本人様宛に郵送しております。住所や電話番号等の変更についてご連絡がない場合、大切なお知らせ等が届かなかったり、遅れてしまったりといったトラブルにもなりかねません。お手数ですが、同封の「健康保険任意継続被保険者住所変更届」に必要事項記入・捺印のうえ、その都度速やかにジェイティ健保にご提出ください。

Q.7 検認に必要な書類(確認調書や添付書類等)を提出しなかったらどうなりますか？

A.7 検認対象者(被扶養者)に関する必要書類の提出がなされない場合は、被扶養者の資格確認ができないため、2024年11月16日(検認完了日)で該当する被扶養者(家族等)の健康保険の資格が喪失となり、保険証の使用が出来なくなります。

※2024年11月16日以降、速やかに「資格取消申請書」と「保険証」を、当健保に直接送付していただきます。

Q.8 検認により、2024年11月16日で被扶養者資格を喪失した場合、いつから再認定申請ができますか？

A.8 2025年7月1日以降、再認定申請が可能です。(事前申請不可)

6 被扶養者の資格を満たさなくなった場合の取消手続について

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要となります。被扶養者が経済的に自立するなど、日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに取消手続をお願いします。

以下の①～⑥に当てはまる場合は、被扶養者取消手続が必要です。「確認調書」および「添付書類」をご提出いただいた後、別途下記の該当書類をジェイティ健保へ提出してください。

対象者	提出書類	入手元
① 勤務先の健康保険に加入したとき 	「被扶養者(取消)申請書」 ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 勤務先等で交付された「保険証」〔コピー〕または「健康保険資格取得証明書」〔原本〕 ※ジェイティ健保以外の健康保険に加入する(した)ことがわかるもの	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 お手元 勤務先 加入先の健保
② 離婚・死亡したとき 	「被扶養者(取消)申請書」 ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 離婚の場合離婚した年月日が確認できる書類(離婚届の「受理証明書」等)〔コピー〕 死亡の場合死亡した年月日が確認できる書類(「死亡診断書」等)〔コピー〕	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 市区町村役場 お手元
③ 同居条件の被扶養者が別居したとき (被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫・兄弟姉妹を除く三親等以内の親族) 	「被扶養者(取消)申請書」 ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 「除票住民票」〔コピー可〕 ※別居した年月日が確認できるもの	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 転居前の 市区町村役場
④ 他の家族の被扶養者となったとき 	「被扶養者(取消)申請書」 ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 他の家族の扶養者として交付された「保険証」〔コピー〕または「健康保険資格取得証明書」〔原本〕	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 お手元 勤務先 加入先の健保
⑤ ●年収130万円以上の収入が見込まれるようになったとき ※60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上 ●年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上見込まれるようになったとき 	「被扶養者(取消)申請書」 ジェイティ健保の「保険証」〔現物〕 ※取消対象者分 1) 給与収入が増えた場合:「雇用契約書」〔コピー〕または「給与支払(見込)証明書」〔原本〕 ※勤務条件の変更日等が確認できるもの 2) 年金収入が増えた場合:「年金額改定通知書」〔コピー〕 3) 年金受給が開始した場合:「年金証書」〔コピー〕等、年金額が確認できる書類	ジェイティ健保のホームページに掲載 お手元 お手元 勤務先 日本年金機構等 (年金事務所)
⑥ その他、被保険者との生計維持関係がない方	理由により添付する書類が異なりますのでジェイティ健保に問い合せください。	

〔被扶養者の収入が被保険者の年間収入の1/2以上あっても、資格喪失対象から除外となる要件〕

被保険者の『子』で以下(1)～(4)要件すべてに該当する方

- 被保険者の収入が130万円(子が障害年金受給の場合は180万円)未満
- 被保険者に配偶者がいない(ひとり親家庭)
- 子が19歳未満または障害年金を受給している
- 子の年間収入が130万円(障害年金受給の場合は180万円)未満であって、被保険者の年間収入未満

被保険者の『配偶者』で以下(1)～(4)要件すべてに該当する方

- 配偶者の収入が180万円未満
- 配偶者が60歳以上または障害年金を受給している
- 配偶者の収入が年金のみ
- 配偶者の年間収入が被保険者の年間収入未満